

- 01 ~~故意は、加害者の意思を意味し、行為者が侵害あるいは結果発生を意欲した場合にしか認められない。過失についても、意思の緊張を欠いたという内心の心理状態に対する非難である、として意思の態様と理解するのが現在の学説の多数説である。故意・過失の定義が両方とも誤り。故意の定義の誤りを見落とした者が少なくなく、注意深さが必要です。両方誤りと指摘していないと不正解です。~~
- 02 交通事故の被害者が、事故による負傷自体は軽微であったのに、将来を悲観して自殺したとき、加害者は、被害者の遺族に対し、~~死亡による損害を賠償しなければならない。~~相当因果関係が認められる場合もそうでない場合もある。
- 03 1982年4月に生じた事故につき、1984年10月に提訴され、1989年11月に控訴審の最終口頭弁論が終結した医療過誤訴訟において、医師の過失の有無(医師の注意義務の程度)を判断する際に基準となるのは、~~裁判ですべての証拠が明らかになった1989年11月~~における医療の水準である。行為時の1982年4月が基準。
- 04 最高裁判決は、ルンバールショック事件で、不法行為責任を追及するための因果関係の立証には、~~自然科学的~~点の疑いもない証明が必要であったとした。「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる……高度の蓋然性」があれば足りるとした。前の版で「確信」が「確認」と誤記されていたので、お詫びして修正します。
- ⑤ 工場の煤煙が工場周辺の農作物に被害を与えた大阪アルカリ事件で、大審院は、事業から生ずるかもしれない損害を予防するために右事業の性質に従い相当の設備を施した以上は、他人に損害を被らせても故意過失がないとした。授業の教材とは異なる表現の問題文としたからか、不正解率20%以上と意外な結果でした。結果回避義務を中核とする過失の義務違反構成を採用して、予見可能なだけでは過失があるとは限らないと過失を限定した歴史的な重要判決です。事件の概要も含めて、よく理解しておきましょう。
- 06 雑誌記事によってある株式会社の悪い噂が広がり、業績が悪化し倒産してしまっところ、報道された事実が真実でなかったことが後に判明した場合には、真実を報道する重い責任がある以上、報道機関は~~過失の有無にかかわらず、損害賠償責任を負う。~~刑法230条の2を参照した報道の自由や表現の自由との衡量による。
- 07 大学病院に勤める専門分化した診療科の医師でも離島の開業医でも、およそ人の生命・健康に重大な影響を与える仕事である以上、~~払うべき注意義務の程度は異なる。~~医療水準論。
- 08 過失責任の原則とは、~~「自らの行為につき過失があった者は、行為の結果生じた損害全部の賠償責任を負わなければならない」と~~の原則である。一方で、自分の行為について万全の注意を尽くしていても、結果として他人に生じた損害を賠償しなければならない場合がある。不正解率40%以上と最も出来が悪かったのですが、以外です。「過失なければ責任なし」が過失責任原則の内容で、後段の損害賠償の範囲の問題との混同が多かったので注意しましょう。後段は、無過失責任が認められる場合があることを示していて正しいです。
- 09 有名人の氏名や肖像には経済的価値があり、無断で商業宣伝に使用すれば、損害賠償責任が生じる。~~有名競走馬の名前も所有者に無断で使用すれば、所有者は損害賠償を求めることはできる。~~ギャロップ・レーサー事件判決は責任を否定。
- 10 一般的に、他人の違法な行為についてまで予見する義務はない。たとえば、歩道との間にガードレールがある道で、ガードレールの切れ目から飛び出して横断する歩行者の存在は予見する必要がないから、そうした歩行者に接触して転倒・負傷させた自動車の運転手は、スピードの出し過ぎや脇見などの事情がない限り、~~不法行為責任を負わな~~。信頼の原則が妥当せず過失が認められる場合があることがわかれば良いので、「スピードの出し過ぎや脇見などの事情がない限り、」を消したのものや、理由部分である「予見する必要がないから、」を消したのも正解とします。

最初だから問題文を速く読むこと自体大変だと思いますが、できましたか。平均点は8点以上でした。時間通り8時30分に開始できるように出席して下さい。講義で申したとおり、平常点にカウントします。

8問以上正解

よくできています。誤ったところを丁寧にフォローしましょう。

6～7問正解

初回としてはまずまずです。誤ったところとその周辺を今一度確認しましょう。

3～5問正解

今回の範囲全体を振り返って、なぜ誤ったのかを分析し対処方法を考えましょう。

0～2問正解

基本書を条文や判例を確認しながら最初から繰り返し通して読んでください。